

学生スポーツの本質に関する研究 —オリンピズムに着目して—

Research about the Essence of Student Sports
-Focusing on Olympism-

佐藤 国正

桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部

(2014年9月20日 受理)

○はじめに

1964年の東京オリンピック開催を見据えて制定されたスポーツ振興法（1961年）を50年ぶりに改正し、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めた2011年のスポーツ基本法の前文には、スポーツは世界共通の人類の文化であると明記されている。

スポーツ基本法制定の翌年には、スポーツ基本計画が策定され、スポーツ基本法の理念が具体化され、10年間程度を見通した基本方針と2012年から5年間の総合的かつ計画的に取り組む施策が体系化された。文部科学省は、これらの策定と同時期にスポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示すスポーツ立国戦略を作成した。

国連はスポーツが平和と開発を促し寛容と相互理解を育むものと捉え、スポーツの力を平和と開発に活かす為の有意義なツールであるとの認識を持ち、2013年の国連総会において4月6日を開発と平和のためのスポーツの

国際デーと宣言した¹。

こうした動向から推察できることは、スポーツを通じた活動の有効性が国内外において高く評価されているということであり、さらにスポーツを通じた活動が社会変革の一端を担うファクターとして捉えられているということであろう。

一方で、スポーツ界に存在している難題も見落としてはならない。例えば、教育現場における体罰という名の暴力問題やセクシュアル・ハラスメント、勝利至上主義を求めるが故のドーピング問題や国籍変更、さらには野球賭博と相撲八百長問題、サッカーのフーリガニズム、ゴルフ場建設や競技場整備における環境破壊問題など、様々な事柄が山積されているのである。

さて、我が国におけるスポーツの受容は、明治期に迎えた西欧文化の伝播に遡る。その受容を担った機関が高等教育機関であったことは多くの識者によって明らかとされ、その事実を踏まえると、我が国におけるスポーツの受容および普及・発展の原点には、スポーツと教育、スポーツと学校、とりわけ学生と

Kunimasa Sato : Faculty of Culture and Sport Policy, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane-cho, Aoba-ku, Yokohama, Japan 225-8503

スポーツの関わりを認識せざるを得ないのである。明治期における西欧文化の受容によって移入されたスポーツが、今まで体育（身体教育）の名のもとに学校教育の一部に位置づけられ、また課外における実践活動の場としての運動部活動が名高く存立している事実は、その存在価値が学校教育内に限定されたものではなく、社会を含めた広域のなかで有義的な存在価値を示しているからであろう。

高等教育機関、とりわけ大学での課外活動の一部である運動部や体育会と称される学生スポーツの現場に着目してみると、お正月の風物詩的存在を成す箱根駅伝、多くのプロ野球選手を輩出してきた東京六大学野球、伝統の一戦と称されるラグビー早明戦など、各競技の大学選手権大会や競技大会などの動向は、新聞、雑誌、インターネット等のマス・メディアを華々しく賑わせている。学生の間に移入したスポーツが、今日のように学生スポーツとしての地位を確立し、母校の名誉や命運をかけるまでに躍進を遂げ、さらに大学の広告媒体となり大学経営の充実を図るツールとなる状況を勘案すると、学生スポーツの本質とは何かといった疑惑が生じる。

学生スポーツとりわけ競技スポーツ分野に焦点をあて、その今日的役割を考えてみると、第一に我が国の競技力向上を支えているひとつのシステムを成し、第二に大学経営の潤滑油となる一側面を担っている（大学の知名度およびイメージの向上による入学者数の確保）ということ。第三に学生生活の活発な繁栄を果たし（学生・教員・卒業生の同志の醸成）、第四に心身の充足による生涯スポーツへの転換を深める為の契機を与えていることにあるであろう。

このような役割を担っている今日的学生スポーツではあるが、その実態はアマチュアスポーツの常識を超え、勝利至上主義に裏打ちされたリクルート活動の本格化に伴って学業成績不振者の大学入学と在学中の学業成績軽視とりわけ講義軽視の傾向、さらに暴力的指

導を容認する指導者と学生、上級生と下級生のヒエラルキーが存在するコーチング体制などの問題が生じていることも忘却してはならない事柄であろう。

加えて、学生スポーツに関わる一部の学生における飲酒運転や麻薬所持、売春や買春、強姦事件や盗撮などの犯罪行為も後を絶たず、社会問題として扱われることもある。こうした学生スポーツに携わる学生の悪行は、大学やスポーツ界に対して負のイメージバリューを招く直結的な要因である。

さて、本項ではコーチング現場からの問い合わせ、様々な形態を成し始めている学生スポーツの実態を憂い、学生スポーツの本質、学生スポーツの在り方について、近代オリンピックの父と呼ばれたピエール・ド・クーベルタンが提唱したオリンピズムを牽き合いにしながら原理的考察を進めていくものとする。

今日、オリンピズムの理念はオリンピック教育の名のもとにその教育的価値や教育的意義が見出されている。

我が国においては2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、オリンピック開催国としてグローバル社会の視点を持ち併せた学生を学生スポーツから醸成させる意味においても学生スポーツの間にオリンピズムを浸透させるべきであろう。クーベルタンは、スポーツを通して、人をつくり、個人から集団、集団から社会をつくり、そして国をつくる、という目標を掲げ、スポーツを通じた社会変革を展望していたと推察する。古代オリンピックから近代オリンピックと長きに亘って、オリンピックが形を変え、今世まで存立し続けてきた理由には、クーベルタンが掲げたオリンピズムが広く社会に受容されたその功績として理解すべきなのではなかろうか。スポーツ指導の現場において、競技スポーツ、生涯スポーツなどの枠をこえて何をコーチングすべきなのか、改めて再考する時期を迎えているとも考えられる。

○学生スポーツの誕生

我が国におけるスポーツ文化を考えるうえで学生スポーツは極めて重要な活動の場である。欧州では、スポーツ活動の中心が地域クラブであり、我が国では学校運動部活動がその役割を担ってきた。

さて、学生スポーツの始まりは明治期の文明開化の時代、その受容を担ったのは大学であり、とりわけ帝国大学（今の東京大学）であった。学問や技術を紹介するために帝国大学へ招かれたE・ベルツやF・W・ストレンジといった外国人教師によってスポーツ文化が学生の間に紹介された。帝国大学の学生たちは勉学に加え、スポーツも積極的におこない、1886年に日本初となる学生スポーツ団体「帝国大学運動会」を誕生させるに至った。外国人教師たちが招かれるまで日本には柔術や剣術といった武術はあっても、野球やサッカーといったスポーツはなく明治の文明開化の時代に、日本人ははじめてスポーツに出会ったのであった²。

その後、1887年に東京商業大学（今の一橋大学）、1892年に慶應義塾、1896年に東京師範学校（今の筑波大学）においても学生スポーツ団体が誕生し、全国の中等学校・小学校の校友会運動部の設立につながり、日本全国の学校にスポーツ文化が広がりをみせていったとされている³。

日本のスポーツ文化の広がりの契機を担った学生スポーツは、一方でトップアスリート、オリンピック選手などを養成してきた側面も兼ねていた。例えば、日本が初めてオリンピックに参加したストックホルム大会の陸上競技に出場した三島弥彦と金栗四三は、当時大学生であった⁴。当時、スポーツを行うことを可能にする環境は大学以外には見当たらなかった為、大学には多くのトップアスリートが存在しており、学生は勉学とスポーツに勤しんでいたのであった⁵。

中澤（2010）の研究では、戦前と戦後におけるオリンピック選手団の学生選手数の割合

に推移はあるものの、学生スポーツがトップアスリートの土壌を支え、長きに亘ってトップアスリートを養成してきたという事実を明らかとしている⁶。その後、学生スポーツは1990年代に入ると企業スポーツやプロスポーツが盛んになったことが関係し、学生スポーツにおけるトップアスリートの在籍が減少し、2000年代になると学生でありながら企業にも所属する者やプロ契約をする者が増えてきた実態が見受けられると報告した⁷。

こうした中澤の研究は、我が国の学生スポーツは、第一にスポーツの受容を担っていたこと、第二に勉学とスポーツに勤しむ環境であったこと、第三にトップアスリートの土壌と養成の基盤を成していたことを明らかとした。

○学生スポーツの現在

近年、我が国においては少子化が進み18歳人口の減少に伴い、入学者確保に奔走する大学が多く、魅力のない大学は衰退していくという実態が存在している。大学の知名度や露出度を高めるための方策として学生スポーツに着目し、強化支援を行なっている大学が散見され、大学経営の生き残りを賭けたひとつの戦略として学生スポーツが取り扱われていることが窺われる。

大学経営の充実にむけて学生スポーツの強化を取り扱う大学側は、入学生への門戸について高等学校時代における競技成績を考慮した推薦入試制度、とりわけスポーツ推薦と呼ばれる入試制度を設定し、競技力に優れた人材を入学させている事実も存在している。

スポーツ推薦制度の具体的な入試選抜の方針は様々ではあるが、その多くは学科試験が免除されている場合が多く、入学後の授業料等の免除などの優遇措置についても大学ごとに設定されている。

帝国大学の学生たちの間に根付いた勉学に加えたスポーツ活動の時代が時を経て、大学の経営を左右するまでの存在になっている事

実を勘案すると、時代の変遷に伴って学生スポーツが様変わりしたことを理解せざるを得ないであろう。こうした今日の学生スポーツの事実は、スポーツ一極集中型とも表現され、それに応じて様々な諸課題が脈々と大学に押し寄せてきている実態があることも認識せねばならない。今日の学生スポーツの実態を憂い、玉木（2006）は「学生の本分はスポーツではなく、勉学のはずだ。この単純にして最も大切な基本的一事が蔑ろにされている」⁸と指摘し、また友添（2006）も「学業成績の悪い学生には競技参加を制限させるべきである」と主張し、学生スポーツの在るべき姿について問題提起をしている。

玉木と友添の問題提起に共通していることは、学生の本分は学生スポーツに没頭することではなく、学業であるとの視点であろう。学生の本分は学業であるとの指摘に異論を唱える者は存在しない。学生の本分は学業であるからこそ、学生スポーツに関わる学生に内在させるべき理念がオリンピズムであるとの指摘が本論の立場にあたる。

○学生スポーツの定義

本項で取り扱う学生スポーツの言葉の定義を明らかにする。先行研究によると学生スポーツは運動部活動とその意が混同されており、その概念規定が不明確なものであることが散見された。

学生スポーツについて言及している中澤（2012）は、「学生スポーツという言葉は、大学生のスポーツをさす場合が多いですが、中高生や専門学校生のスポーツを含める場合もあります。」¹⁰とし、学校教育機関に関わるほとんどの機関が対象であると定義し、運動部活動の定義を「学校教育の一環として児童・生徒・学生が放課後や休日におこなう組織的・継続的な教育課程外のスポーツ活動」¹¹と記している。

中澤は、運動部活動は小学生から大学生までが行なうものであるが、その研究対象を中

学・高校の生徒とし、大学生を研究対象外としている理由を次のように言及しているので参照されたい。

大学の体育会運動部を中心対象としない理由は、比較的規模が小さいことに加えて、その特徴や仕組みが、中学・高校の運動部活動と異なるからである。中学・高校の運動部活動は、生徒が強い関心を持たない場合や運動が苦手な場合も含めて参加し、教師がたとえ経験がない場合も顧問に就いて指導する。しかし、大学の体育会運動部は、参加するのは強い関心を持った競技力が高い学生であり、指導するのは学生自身あるいは専門的コーチであり、教師はほとんどかかわりを持たない、こうしてみると、中学・高校の運動部活動に比べて大学の体育会運動部は、学校教育活動というよりも純粹な競技活動として特徴づけられる¹²。

中澤の指摘を勘案すると、学生スポーツと運動部活動の差異は、競技活動を中心としたスポーツ活動とスポーツを通じた教育活動とに区分することが可能になるであろう。中澤が明らかとした学生スポーツの定義を踏まえると、学生スポーツは大学の課外スポーツ活動における競技力向上を目指した学生の集まりであり、尚且つその統括も学生により構成された組織と理解することができる。

しかし、ここで留意すべきは学生スポーツの今日的課題を踏まえると、学生スポーツには複数の構造組織があるということである。一つは、中澤が定義した学生自身が統括しながら活動を進めるグループである。一方は今日的課題にあるように大学経営等の充実を見据え、スポーツ推薦制度等を導入し、さらには専門スタッフを配置させ、競技力向上に向けての施設等の充実や手厚いサポートを受けながら、マネージメントしているグループである。

学生スポーツの定義付けをするのであれ

ば、こうした両グループを総括して学生スポーツと認識すべきであろう。玉木や友添が言及した学生の本分は学業であるとの指摘は、こうした両グループの学生の間において少なからず十分に承知されている事柄であろう。

しかしながら、中澤が定義しているような学生により作り上げられている集団の学生スポーツと今日的課題を発生させてしまっている外圧的にマネージメントされている学生スポーツとでは、その帰結すべき行方が異なっているとの指摘を加えたい。つまり、学生のみによってマネージメントされている学生スポーツと外圧的にマネージメントされている学生スポーツの間には、競技成績重視の使命的な役割の有無が発生しているのである。存在の有無による違いとも言い換えることができよう。

そこで本項で取り扱う学生スポーツの定義は、先に挙げた中澤が定義した学生スポーツに加え、今日的役割を構成している学生スポーツの両グループを包含するものとし、その対象を高等教育機関とりわけ大学に限定し、体育会系クラブや運動部系クラブと称され、競技力向上や大学経営等の今日的役割を果たす為にスポーツ推薦制度等を適用し、外圧的にマネージメントされながら活動に励んでいる学生スポーツ団体を指すものとする。この両者を包含するかたちで学生スポーツと定義する意図には、その活動の主体となるのが学生であるからである。本論では今日的役割を成している学生スポーツに特化する。

○オリンピズム

我が国において「オリンピズム」という概念について、広辞苑などの一般的な辞書にも掲載はなく、学校教育の場で教えられる機会も稀であるためにその認識に乏しい実態がある。「オリンピズム」とは、オリンピックの基本的な理念を表しており、1991年になって

からIOCオリンピック憲章の根本原則に定義されたという経緯がある¹³。オリンピズムとは、近代オリンピックの創設者ピエール・ド・クーベルタンによって提唱された言葉であり、国際オリンピック委員会はオリンピック憲章（2011年7月8日から有効）にその根本原則を標記しているので参照されたい。

1. オリンピズムは人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化と教育と融合させることで、オリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、社会的責任、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重に基づいた生き方の創造である¹⁴。
2. オリンピズムの目標は、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てることにあり、その目的は、人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある¹⁵。

クーベルタンは、スポーツを教育と結びつけること、教育現場にスポーツを取り入れることが青少年の育成に有効であると認識していたのであった。これはクーベルタンがイギリスのパブリックスクールを視察した際に、イギリスの学生たちが積極的かつ紳士的にスポーツに取り組んでいる姿に感銘を受け、青少年の育成にスポーツを取り入れた教育改革が必要であると考えたのであった。加えて、クーベルタンはスポーツを世界に普及させるために、貧富や身分、性別、人種など、いかなる差別もなく、国際競技大会を多種競技種目で同時期に実施することを提案し、4年に一度という古代オリンピックの例に倣い、世界の若者たちが一堂に会し、スポーツによる国際交流を行なうこととしたのであった¹⁶。

スポーツを通じた国際交流を図ることにより、人々が無意識のうちに抱いていた他の国や地域の人々に対する偏見を減らし、自分た

ちとは異なる生活習慣や考え方をもった人々を受け入れ、互いに尊重することの大切さを学び、オリンピックにかかわった人々を通じて、世界の平和に貢献することになると信じていたと考えられている¹⁷。

これらが明らかとしていることは、オリンピズムはオリンピック選手や関係者に限定された考えではなく、すべての人に開かれた理念であり、より高い存在になることを目指して努力する人の過程に価値を置き、心身のバランスのとれた生き方を説いているということである。

オリンピズムの言葉からはその対象をオリンピック選手や関係者に限定された理念として理解されている傾向にあるが、その真意はすべての人がオリンピズムを継承する対象となっているおり、万人が共有すべき理念なのである。

よって、オリンピズムを学生スポーツに受容させることもまた可能であり、学生スポーツの間に生じている今日的課題解決に向けてオリンピズムの理念が果たし得る可能性もまた十分にあるのである。

○学生スポーツとオリンピック精神

学生スポーツの変遷を踏まえながら今日の学生スポーツの様相を垣間見ると、変容していないのは学生スポーツの主体となる学生であり、変容したのはその主体となる学生の内面的な部分ともいえよう。学生スポーツの本質について言及するうえで、その根源的に考えるべきは、主体者となる学生自身に内在されるべき精神性の部分であろう。

オリンピズムが包含している「スポーツを通して心身を向上させ、文化・国籍などさまざまな違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献すること」¹⁸を学生スポーツに受容させることが出来たとするならば、学生スポーツの間に生じている今日的課題の解決策の一要素になり得るからと

もいえよう。

日本オリンピック委員会は、JOCの進めるオリンピック・ムーブメントにおいて「オリンピック精神の教育的価値」¹⁹について以下のように記述しているので参照されたい。

【オリンピック精神の教育的価値】

●努力から得られる喜び (Joy of Effort)

スポーツで自分自身の限界に挑み、相手に挑戦することで、若者は体力、行動力、知力をはぐくむ。

●フェアプレー (Fair Play)

スポーツを通じてフェアプレー精神を学ぶことは、社会においてフェアプレー精神に即して行動することを促す。

●他者への敬意 (Respect for Others)

さまざまな文化の中で生きる世界の若者が多様性を受け入れ、互いに尊敬することを学び平和的な態度をとるとき、平和と国際的な相互理解は促進される。

●向上心 (Pursuit of Excellence)

卓越したものに目を向けることは、若者に前向きで健全な選択を促し、同時に可能な限りベストを尽くそうとする努力の大切さを教える。

●体と頭と心のバランス (Balance between Body, Will and Mind)

学びは体全体で行われるものであり、単に頭で行われるものではない。身体的な活動は、道徳的かつ知的な学びを発展させる。

こうしたオリンピズムに付随している教育的価値を学生スポーツの主体者である学生自身に内在させることは、外圧的マネジメントによって構成されている学生スポーツの間に生じている今日的課題の解決の糸口の一助と支えることに繋がるであろう。または、玉木や友添が提起した学生の本分といった学生スポーツの本質的な部分に答える意味でも、オリンピズムが成し得る役割は大きなものだともいえよう。

○まとめ

学生スポーツの本質、その在り方として本項で明らかとすべきは、ここで定義した学生スポーツの内側、つまり学生スポーツの主体者となる学生にオリンピズムの理念を受容させるべきであるということである。外圧的なマネージメントによって形成されている学生スポーツの主体者とその周辺に存在している指導者もまた、オリンピズムについての認識を深め、指揮を執る必要があるともいえよう。

学生スポーツの本質について考察した鳥羽（2010）は、学生スポーツでは学生自身が主体性を持ち、将来像をイメージして、そうなるための課題をクリアできる実践力を身につける場であることを自覚し取り組むことが重要であり、スポーツ活動は「人生の疑似体験」のまたとない実践の場であると示した²⁰。

鳥羽の考察からも理解できるように、学生スポーツの主体者は学生であり、学生スポーツを経験した者がその先の人生に活かすことが可能となる人間力を習得させるための場であるとするならば、学生スポーツの本質にオリンピズムの認識を深め、学生自身にそのオリンピズムの認識を内在させるべきなのではないだろうか。

学生スポーツの主体者である学生、そしてそれらをマネージメントするスタッフ、スポーツ指導者がオリンピズムについての認識を深めることを提言しておくこととする。

【註】

1 http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/science_culture_communication/sports/un_sports/ を参照

2 中澤篤史（2014）運動部活動の戦後と現在—なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか—、青弓社、p.92

3 中澤篤史（2014）、p.73 を参照

- 4 日本オリンピック・アカデミー編（1981）「オリンピック事典」、ギムナスチカ、p.690 を参照
- 5 中澤篤史（2014）、p.92 を参照
- 6 中澤篤史（2010）『オリンピック日本代表選手団における学生選手に関する資料検討』、一橋大学スポーツ研究 29、p.37-48 を参照
- 7 中澤篤史（2012）「学生スポーツ」井上俊・菊幸一編著『よくわかるスポーツ文化論』、ミネルヴァ書房、p.85 を参照
- 8 玉木正之（2006）「大学はスポーツを行う場ではない—体育会系運動部は解体されるべきである—」友添秀則ほか編、現代スポーツ評論 14、創文企画、p.102-106
- 9 友添秀則（2006）「大学スポーツという問題」友添秀則ほか編、現代スポーツ評論 14、創文企画、p. 6-15
- 10 中澤篤史（2012）「学生スポーツ」井上俊・菊幸一編著『よくわかるスポーツ文化論』、ミネルヴァ書房、p.84 を参照
- 11 中澤篤史（2014）、p.40
- 12 中澤篤史（2014）、p.41
- 13 外本直文（2010）「スポーツとオリンピズム」友添秀則ほか編『教養としての体育原理—現代の体育・スポーツを考えるために—』大修館書店、p.130
- 14 <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2011.pdf> (公益財団法人日本オリンピック委員会ホームページ)
- 15 <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2011.pdf> (公益財団法人日本オリンピック委員会ホームページ)
- 16 <http://www.joc.or.jp/olympism/olympian2008/index2.html> を参照
- 17 <http://www.joc.or.jp/olympism/olympian2008/index2.html> を参照
- 18 <http://tokyo2020.jp/jp/olympics/> (一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ)
- 19 <http://www.joc.or.jp/movement/data/movementbook.pdf> を参照
- 20 鳥羽賢二（2010）学生スポーツの本質—バレーボール部を例に—、研究紀要第 7 号、p.28